

公営企業経営室関係資料

資料 2

- 資料 2-1 水道事業における広域化の推進等について..... P 1
- 資料 2-2 地方公共団体が行う売電契約について P13

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

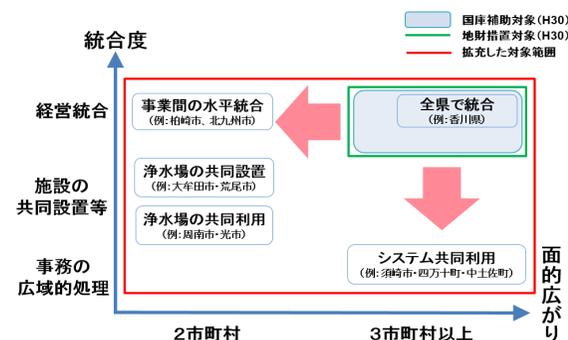
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1)現状

- ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析
- ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2)将来見通し

- ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定
- ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映
- ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

(3)経営上の課題

- 現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙(例)
- ・水需給の不均衡
 - ・災害への対応
 - ・職員数の減少
 - ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
 - ・老朽化、耐震化対策の必要性
 - ・料金収入の減少
 - ・更新需要の増大
 - ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

- ・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載
- ・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

- 令和2年度に、**全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。**
- **既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。**

各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	○	○	○
3	岩手県	○	○	
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○		
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県			
12	千葉県	○	○	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	
17	石川県	○		
18	福井県	○		
19	山梨県			
20	長野県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○		
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	◎	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	○	○	○
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	
35	山口県	◎	◎	
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	
42	長崎県	○	○	○
43	熊本県	○		
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	
47	沖縄県	○		
◎(完了)計		4	4	1
○(策定中)計		35	29	17

※ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付通知)」において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的に関催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業体のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」報告書 概要(令和2年12月)

簡易水道事業統合の沿革

- 簡易水道事業は、給水人口が小規模で、経営基盤が脆弱な事業が多いが、今後も人口減少による料金収入の低下や施設等の更新投資の増大が見込まれる中、経営基盤を強化し、持続的な運営を確保するため、**平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進**されてきた。
- 簡易水道事業の統合により考えられる効果として、ソフト面では、公営企業会計適用による経営状況の明確化や、水道施設の管理体制の効率化・強化等、ハード面では、施設等の統廃合が挙げられるが、これらの効果が実際に発揮されているかについては、事業によって差が生じている。

簡易水道事業を統合した上水道事業の現状

- **簡易水道事業を統合した上水道事業(以下、「統合上水道事業」という。)**は、**その他の上水道事業と比較すると、資本費など経営状況を表す指標等は厳しい状況にあり、有収水量あたりの管路延長が長く、更新も進んでいない傾向**にある。
- 統合上水道事業の経営状況について、**資本費や給水原価の水準が高くなるほど、料金回収率は低くなる傾向**にある。また、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、統合後の上水道事業に占める**旧簡易水道区域の給水人口割合が高いほど、経営指標は厳しい傾向**にある。

旧簡易水道事業に対する取組方策の検討

- 統合上水道事業の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、**適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。**

委員

氏名(役職)	氏名(役職)	氏名(役職)
【座長】石井 晴夫(東洋大学名誉教授)	木村 俊介(明治大学公共政策大学院専任教授)	原田 大樹(京都大学法学系(大学院法学研究科)教授)
宇野 二郎(横浜市立大学国際教養学部教授)	齊藤 由里恵(中京大学経済学部准教授)	星野 菜穂子(地方財政審議会委員)
大塚 英樹(長崎県地域振興部市町村課長)	鈴木 伸一(岩手県一関市上下水道部長)	三上 和彦(島根県邑南町水道課長)

旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

○ 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、**地方財政措置を拡充**。

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における **旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業**

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、
簡易水道事業：給水人口が101人以上 5,000人以下の事業

(2) 対象要件

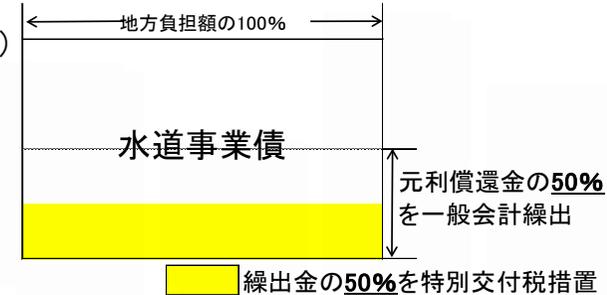
前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

- ・ **統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上**
- ・ **有収水量 1 m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上** ※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

(3) 財政措置

建設改良に係る水道事業債の**元利償還金（50%）**について、
一般会計からの繰出を行うこととし、**当該繰出金について**
特別交付税措置（50%）

(措置のスキーム)



(参考) 令和3年度以降の簡易水道事業の建設改良費に対する地方財政措置について

【繰出】

○ 建設改良費に係る企業債の元利償還金の55%を繰出。

【地方交付税措置】

○ 元利償還ベースが50%、給水人口ベースが50%。

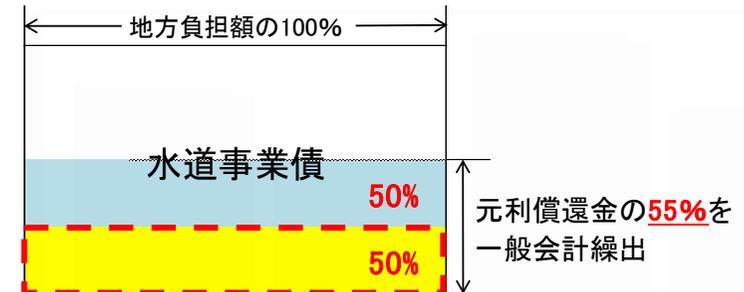
(変更点)

- 一般会計からの繰出については、企業債の元利償還金の55%とする。
(現行の臨時措置分※を含む繰出(55%)から変更なし。)

※ 建設改良費の10%繰出に代えて、平成14年度以降、臨時的に発行する企業債の元利償還金に対する繰出。

- 地方交付税措置については、元利償還ベースを45%から50%に引き上げ。

(措置のスキーム)



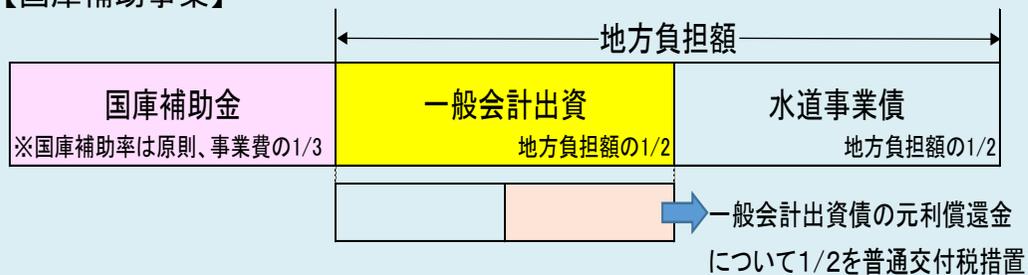
給水人口ベースで普通交付税措置
元利償還ベースで普通交付税措置
※H23年度債以降は特別交付税措置

《参考》広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

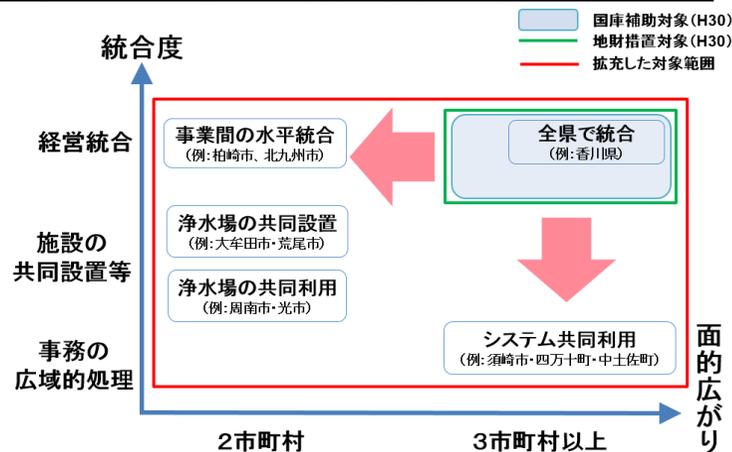
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



(参考) 広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

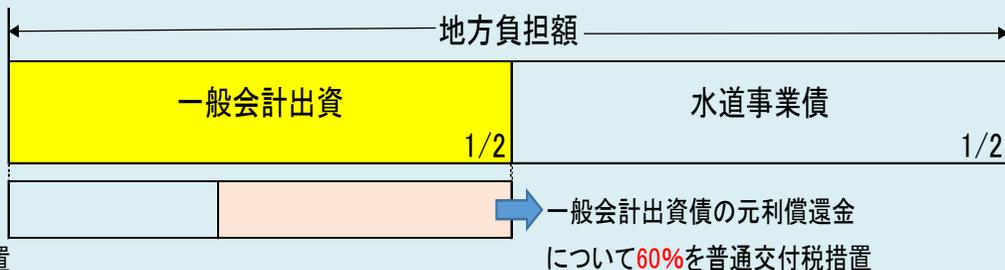


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



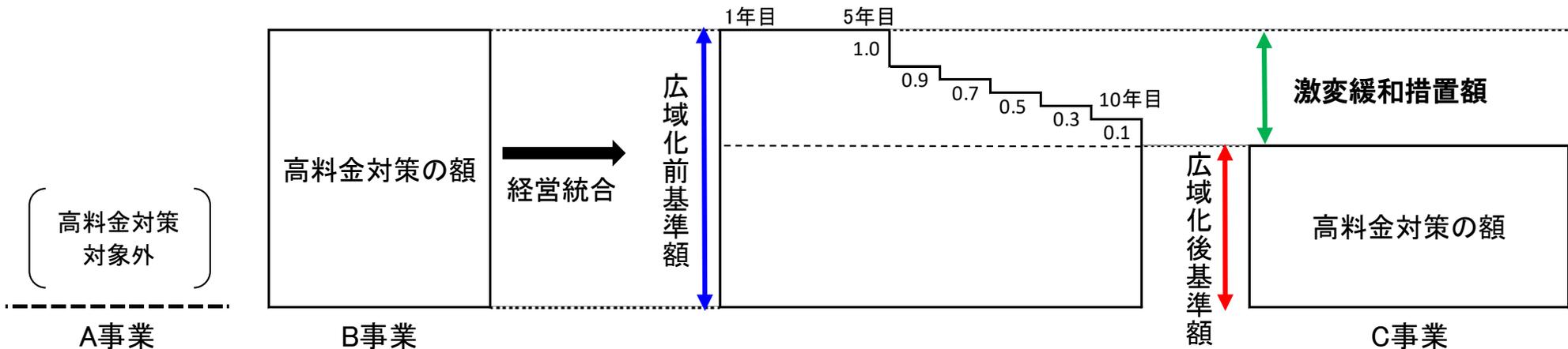
【地方単独事業】(新規)



《参考》広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]	1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

《参考》高料金対策に要する経費

【措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象要件】※ 以下の資本費等は、令和2年度繰出基準の対象要件であることに留意。

上水道：前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 148円/m³以上(全国平均(74円)の2倍) ② 供給単価 182円/m³以上(全国平均)※1
③ 給水原価 261円/m³以上

簡易水道：前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 153円/m³以上(全国平均) ② 供給単価 176円/m³以上

※1 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、令和元年度から令和3年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、令和4年度以降は高料金対策の対象外とする。

【繰出基準額】

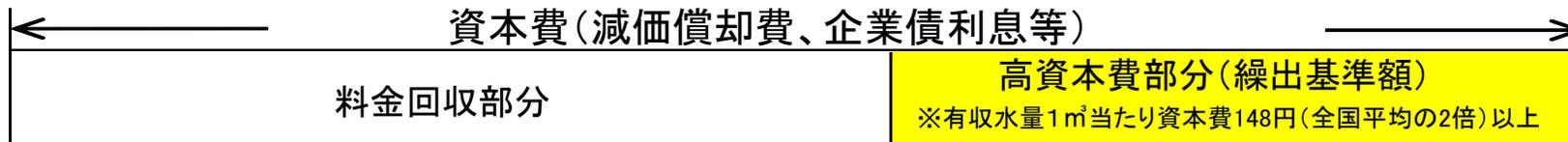
上水道：(当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費－148円/m³) × 年間有収水量
簡易水道：(当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費－153円/m³) × 年間有収水量 × 1/2 ※2
＋(海水淡水化施設を保有する場合、稼働に要した電気料金と逆浸透膜交換に要する経費)

※2 簡水は建設改良に対し別途交付税措置があるため、資本費の1/2が対象

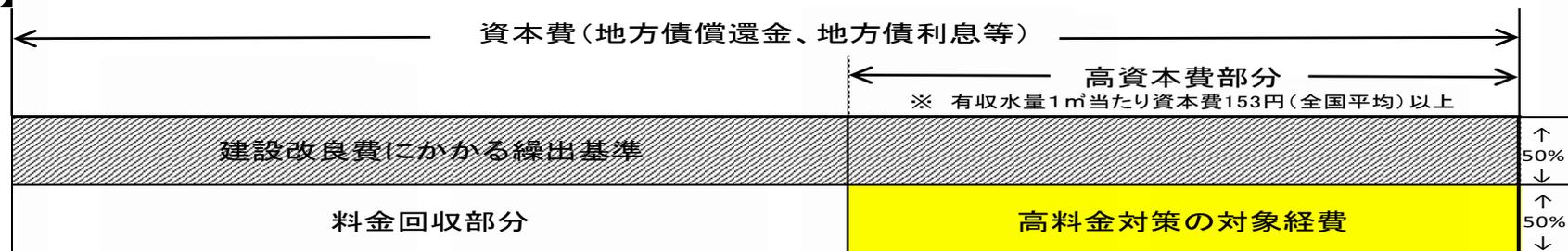
【交付税措置額】
繰出基準額 × 0.8

【スキーム】

【上水道】



【簡易水道】

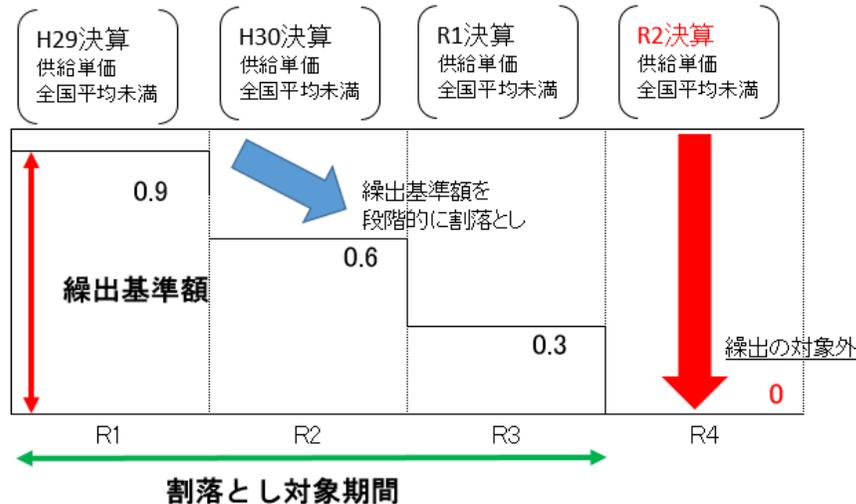


繰出基準額の8割を交付税措置

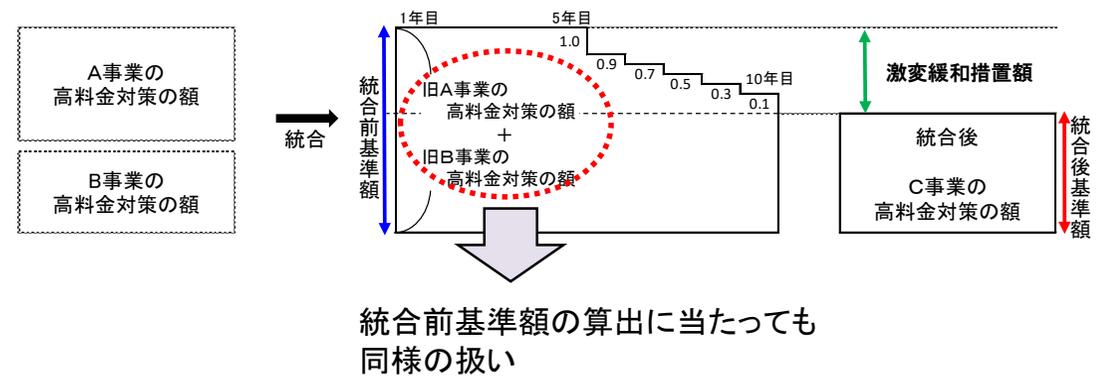
《参考》上水道事業高料金対策への供給単価要件の段階的導入

- 高料金対策対象事業は、料金収入の確保に向けた経営努力が求められることから、上水道事業において、令和元年度から**供給単価が全国平均以上**であるとの要件を段階的に導入している。
- 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、令和元年度から令和3年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、令和4年度以降は高料金対策の対象外とする。
- また、経営統合に際する高料金対策に係る激変緩和措置を講ずるに当たって算出する、統合前の高料金対策対象事業の繰出基準額についても、同様の扱いとする。
- なお、東日本大震災における特定被災地方公共団体のうち、一定の要件を満たす団体においては、当該要件を当面適用しない。

＜段階的割落としのイメージ図＞



＜統合前基準額の算出に対する供給単価要件適用のイメージ＞

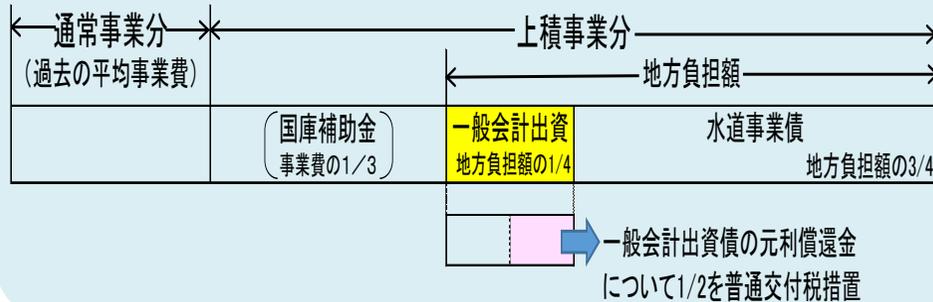


《参考》水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充(令和元年度～5年度)

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、**管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長**(R元～R5まで)
- **経営条件の厳しい団体**について、**一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】**(R元～R5まで)

<～H30>

※地方単独事業も対象



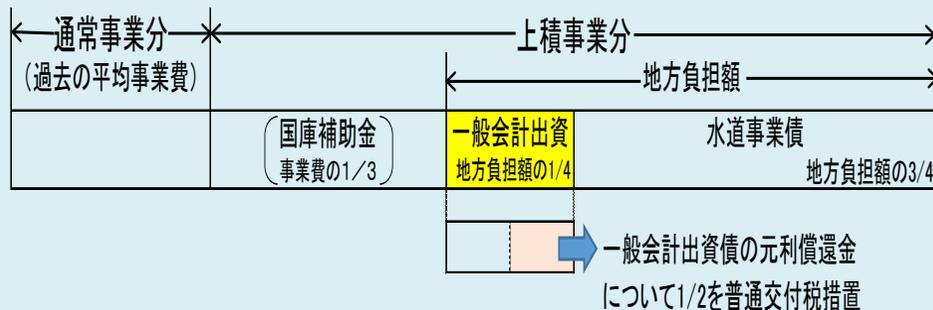
(参考)特別対策分の要件

- 供給単価が全国平均以上であり、次の要件①または②を満たす団体
- ①有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上
 - ②有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が全国平均の2倍以上

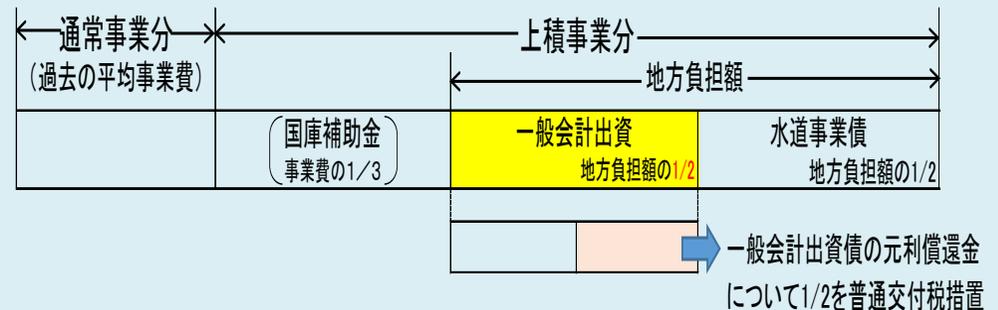
<延長・拡充後(R元～R5)>

※地方単独事業も対象

【一般分】(延長)



【特別対策分】(新規)



《参考》豪雨災害等を踏まえた整備事業に対する地方財政措置(水道事業)(R2年度～)

- 令和元年東日本台風による豪雨災害等により、防水扉の設置などの対策がされていない**浄水場、ポンプ場等が浸水し断水が発生。**
- これを踏まえ、住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、**浄水場、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業について地方財政措置を講じる。**

1. 地財措置対象事業の拡充

地方単独事業における防水扉等や土砂流入防止壁の整備を地方財政措置の対象に追加

<地方単独事業>

	自家発電設備 (停電対策)	土砂流入防止壁 (土砂災害対策)	防水扉等 (浸水災害対策)
浄水場	地方財政措置あり	地方財政措置あり	地方財政措置あり
配水場・ポンプ場	地方財政措置あり	地方財政措置あり	地方財政措置あり

 : 地方財政措置あり



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ

2. 財政措置のスキーム

地方負担額の1/2を一般会計が繰出し、その1/2を交付税措置

<国庫補助事業>



<地方単独事業>



※ 土砂災害警戒区域内の土砂災害対策事業及び浸水想定区域内の浸水災害対策事業について対象とする。

※ 国庫補助事業については、令和元年度補正予算において、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業を対象としている。

- 地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされている。

平成24年度総務省通知

総行第62号
総財第36号
平成24年4月25日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課
担当：岡専門官、青木係長
TEL 03-5253-5510
総務省自治財政局公営企業経営室
担当：田中補佐、関本係長
TEL 03-5253-5639

平成26年度総務省通知

総行第122号
総財第61号
平成26年7月4日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、「地方公共団体が行う売電契約について」（平成24年4月25日付け総行第62号、総財第36号自治行政局行政課長、自治財政局公営企業経営室長通知）を发出したところですが、この度、第186回国会における電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、改めて下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課
担当：泉水専門官、米岡係長
TEL 03-5253-5510
総務省自治財政局公営企業経営室
担当：佐藤補佐、御手洗係長
TEL 03-5253-5639